### 産業廃棄物許可証一覧表(収集運搬、処分業)(橙色:優良産廃処理業者認定)

令和7年5月27日現在

官公庁名	許可番号	許 可 内 容	許可年月	許可期限	備考
仙台市	05410000284	産業廃棄物収集運搬業	令和6年9月6日	令和13年8月31日	優良認定
宮城県	00400000284	産業廃棄物収集運搬業	令和6年9月1日	令和13年8月31日	優良認定
福島県	第00707000284	産業廃棄物収集運搬業	令和2年11月2日	令和9年7月29日	優良認定
山形県	第00609000284	産業廃棄物収集運搬業	令和3年6月27日	令和10年6月26日	優良認定
岩手県	00300000284	産業廃棄物収集運搬業	令和3年4月25日	令和10年4月24日	優良認定
秋田県	00501000284	産業廃棄物収集運搬業	令和3年7月3日	令和10年7月2日	優良認定
青森県	00201000284	産業廃棄物収集運搬業	令和6年1月12日	令和13年1月11日	優良認定
東京都	第13-00-000284	産業廃棄物収集運搬業	令和5年2月15日	令和12年2月14日	優良認定
埼玉県	01101000284	産業廃棄物収集運搬業	令和7年4月3日	令和14年3月7日	優良認定
神奈川県	01405000284	産業廃棄物収集運搬業	令和5年4月10日	令和12年4月4日	優良認定
群馬県	01000000284	産業廃棄物収集運搬業	令和7年3月15日	令和14年3月14日	優良認定
栃木県	00900000284	産業廃棄物収集運搬業	令和5年4月18日	令和12年4月17日	優良認定
茨城県	00801000284	産業廃棄物収集運搬業	令和2年11月26日	令和9年9月8日	優良認定
仙台市	05420000284	産業廃棄物処分業	令和7年2月21日	令和11年12月4日	優良認定
宮城県	00420000284	産業廃棄物処分業	令和6年9月20日	令和13年9月19日	優良認定

### 特別管理産業廃棄物許可証一覧表(収集運搬、処分業)(橙色:優良産廃処理業者認定制度)

令和7年5月27日現在

官公庁名	許可番号	許 可 内 容	許可年月	許可期限	備考
仙台市	05460000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和2年7月1日	令和9年6月30日	優良認定
宮城県	00450000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和2年7月1日	令和9年6月30日	優良認定
福島県	第00757000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和5年1月12日	令和11年12月20日	優良認定
山形県	第00659000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和4年7月4日	令和11年6月20日	優良認定
岩手県	00350000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和2年7月1日	令和9年6月30日	優良認定
秋田県	00551000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和3年7月3日	令和10年7月2日	優良認定
青森県	00251000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和6年1月12日	令和13年1月11日	優良認定
埼玉県	01151000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和3年11月26日	令和10年10月26日	優良認定
神奈川県	01455000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和2年8月18日	令和9年6月30日	優良認定
群馬県	01050000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和3年3月23日	令和10年3月22日	優良認定
栃木県	00950000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	令和4年12月20日	令和9年8月24日	優良認定
仙台市	05470000284	特別管理産業廃棄物処分業	令和7年2月21日	令和9年6月28日	優良認定
宮城県	00470000284	特別管理産業廃棄物処分業	令和6年9月20日	令和13年9月19日	優良認定

		産業廃棄物収算	集運搬業												許		目											
No	都道府 県 政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	トくずおよび陶磁器くずガラスくず、コンクリー	鉱さい	がれき類	ばいじん	動物系固形不要物	動物の糞尿	動物の死体	13 号廃棄物	(自動車等破砕物)	(石綿含有産業廃棄物)	(水銀使用製品産業廃棄物)	(水銀含有ばいじん等)	項
1	仙台市	05410000284	令和6年9月6日 令和13年8月31日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				<b>(</b> • )	<b>(•)</b>	<b>(•</b> )	<b>( ( )</b>	17
2	宮城県	00400000284	令和6年9月1日 令和13年8月31日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				<b>(•</b> )	<b>(•</b> )	<b>(•</b> )	<b>(•</b> )	17
3	福島県	第00707000284	令和2年11月2日 令和9年7月29日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				(●)	(●)			17
4	山形県	第00609000284	令和3年6月27日 令和10年6月26日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					(●)	<b>(•</b> )	(●)	17
⑤	岩手県	00300000284	令和3年4月25日 令和10年4月24日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				(●)	(●)			17
6	秋田県	00501000284	令和3年7月3日 令和10年7月2日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				<b>(•</b> )	(●)			17
7	青森県	00201000284	令和6年1月12日 令和13年1月11日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				<b>(•</b> )	(●)			17
8	東京都	第13-00-000284	令和5年2月15日 令和12年2月14日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					(●)			17
9	埼玉県	01101000284	令和7年4月3日 令和14年3月7日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•								(●)	(●)	14
10	神奈川県	01405000284	令和5年4月10日 令和12年4月4日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					<b>(•</b> )			17
11)	群馬県	01000000284	令和7年3月15日 令和14年3月14日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					(●)	(●)	(●)	17
12	栃木県	00900000284	令和5年4月18日 令和12年4月17日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					<b>(•)</b>			17
13)	茨城県	00801000284	令和2年11月26日 令和9年9月8日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				<b>(•</b> )	<b>(•)</b>			17

		産業廃棄物処	<u></u> 分業											許	可	品目	]								
No	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	施設内容	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	びまくず リートくずおよび陶 ガラスくず、コンク	鉱さい	がれき類	ばいじん	動物系固形不要物	動物の糞尿	動物の死体	13 号廃棄物	項
				焼却	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•			17
				脱水(有 機)		•																			1
	仙春士	0540000004	令和7年2月21日	脱水(無機)		•																			1
	仙台市	05420000284	令和11年12月4日	天日乾燥		•																			1
				中和				•	•																2
				破砕						•		•	•	•		•	•								6
(a)	京林県	0040000004	令和6年9月20日	造粒固化		•																			1
2	宮城県	00420000284	令和13年9月19日	混練		•				•			•					•		•					5

	特另		 物収集運搬業									計	F可品	目								
No	都道府県政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	廃油	廃油(特定有害)	<b>廃</b> 酸	廃酸(特定有害)	廃アルカリ	廃アルカリ(特定有害)	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	指定下水道汚泥	処理物	感染性産業廃棄物	廃PCB等	PCB汚染物等	PCB処理物等	廃石綿等	廃水銀等	項目
1	仙台市	05460000284	令和2年7月1日 令和9年6月30日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
2	宮城県	00450000284	令和2年7月1日 令和9年6月30日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
3	福島県	第00757000284	令和5年1月12日 令和11年12月20日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
4	山形県	第00659000284	令和4年7月4日 令和11年6月20日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
5	岩手県	00350000284	令和2年7月1日 令和9年6月30日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
6	秋田県	00551000284	令和3年7月3日 令和10年7月2日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
7	青森県	00251000284	令和6年1月12日 令和13年1月11日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•		9
8	埼玉県	01151000284	令和3年11月26日 令和10年10月26日	•		•		•														3
9	神奈川県	01455000284	令和2年8月18日 令和9年6月30日	•		•	•	•	•				•									4
10	群馬県	01050000284	令和3年3月23日 令和10年3月22日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•							•		8
11)	栃木県	00950000284	令和4年12月20日 令和9年8月24日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•				•	_	9

		特別管理産業	業廃棄物処分業										許	可品	<b>=</b>								
No	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	施設内容	廃油	廃油(特定有害)	廃酸	廃酸(特定有害)	廃アルカリ	廃アルカリ(特定有害)	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	指定下水道汚泥	処理物	感染性産業廃棄物	廃PCB等	PCB汚染物等	PCB処理物等	廃石綿等	廃水銀等	項目
1	仙台市	05470000284	令和7年2月21日	焼却	•	•	•	•	•	•		•	•	•			•						10
	ЩОП	03470000284	令和9年6月28日	中和			•		•														2
2	宮城県	00470000284	令和6年9月20日 令和13年9月19日	混練							•	•											2

	仙	台市	(特別	管理	産業原	· 棄物	]処分	業)特	定有	害産第	美廃棄	物の	種類:	焼却加	を設A	0	:取扱	可能	な廃棄	₹物、(	●:処	理可能	能な有	害物	質			
有害物	7質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数 12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	IIIトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	INジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•																										
廃酸	0		•																									
廃アルカリ	0			•																								
鉱さい																												
ばいじん																												
燃え殻	0					•	•		•	•																		•
汚泥	0				•	•	•	•	•	•																		•
指定下水道汚泥																												
処理物																												
感染性産業廃棄物	0																											
廃PCB等																												
PCB汚染物等																												
PCB処理物等																												
廃石綿等																												
廃水銀等																												

	仙	台市	(特別	管理.	産業原	· 秦棄物	<b>加</b> 分	業)特	定有	害産第	<b>美廃棄</b>	物の	種類:	焼却	施設B	0	:取扱	可能	な廃棄	€物、	● : 処	理可能	能な有	害物	質			
有害物	質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数 2.以下	水素イオン濃度指数2.以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	Ⅰ Ⅰ Ⅱ トリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	INジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•	
廃酸	0		•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•
廃アルカリ	0			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•
鉱さい																												
ばいじん	0					•	•		•	•																•	•	•
燃え殻	0					•	•		•	•																•		•
汚泥	0					•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•
指定下水道汚泥																												
処理物																												
感染性産業廃棄物	0																											
廃PCB等																												
PCB汚染物等																												
PCB処理物等																												
廃石綿等																												
廃水銀等																												

	1	山台市	ī (特別	川管理	産業	廃棄物	勿処分	*業)特	定有	害産	業廃棄	 <b>悸物の</b>	種類	中和	施設	0:	取扱	可能な	홅棄	物、€	): 処耳	里可能	な有	害物質	Į			
有害物	加質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.0以下	水素イオン濃度指数12.5	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	IIIトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油																												
廃酸	0		•																									
廃アルカリ	0			•																								
鉱さい																												
ばいじん																												
燃え殻																												
汚泥																												
指定下水道汚泥																												
処理物																												
感染性産業廃棄物																												
廃PCB等																												
PCB汚染物等																												
PCB処理物等																												
———————— 廃石綿等																												
廃水銀等																												

		宮城県	具(特)	別管理	里産業	廃棄	物処:	分業)	特定	有害產	主業廃	棄物	の種類	類:混	練施	設	〇:取	扱可 <sup>*</sup>	能な原	· 棄物	J. •:	処理	可能	な有害	物質				
有害物	勿質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.0以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	РСВ	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIIジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	IIIトリクロロエタン	I皿ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油																													
廃酸																													
廃アルカリ																													
鉱さい	0						•																						
ばいじん	0				•		•																						
燃え殻																													
汚泥																													
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物																													
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等																													
廃水銀等																													

		仙	台市(	特別的	管理	<b>全業</b> 療	<b>棄物</b>	収集	運搬ӭ	集)特	定有	害産業	<b>廃棄</b>	物の	種類	0:	取扱	可能	は廃棄	<b>基物、</b>	●: 処	理可能	能な有	害物	質				
有害物	<b>河</b> 質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	ΙΙⅡトリクロロエタン	I皿ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
廃アルカリ	0			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
鉱さい	0				•	•	•		•	•																	•		
ばいじん	0				•	•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0					•	•		•	•																	•		•
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物	0																												
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
	0																												

		宮均	城県(	特別	管理	産業序	棄物	収集	運搬ӭ	業)特	定有智	<b>宇産業</b>	<b>廃棄</b>	物の	種類	0:	取扱	可能	よ廃棄	物、	●: 処	理可能	能な有	害物	質				
有害物	質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	ΙΙⅡトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	INジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
廃アルカリ	0			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
鉱さい	0				•	•	•		•	•																	•		
ばいじん	0				•	•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0					•	•		•	•																	•		•
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物	0																												
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等	0																												
廃水銀等																													

福息	島県(	特別領	管理層	<b>主業廃</b>	棄物	収集	重搬第	美)特5	定有智	<b>宇産業</b>	廃棄	物の	種類	0:	取扱	可能な	廃棄	物、	●: 処:	理可能	能な有	害物	質 -	-:取り	扱え	ないも	の		
有害物	<b>羽質</b>	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	ΙΙⅡトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	ⅠⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•	
廃酸	0		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
廃アルカリ	0			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
鉱さい	0					•	•		•	•																	•		
ばいじん	0				•	•	•		•	•																	•	•	•
燃え殻	0					•	•		•	•																	•		•
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物	0																												
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等	0																												
廃水銀等																													

		Щ	形県	(特別	]管理	産業	廃棄物	勿収負	<b>美運搬</b>	2業)	特定有	害産	業廃	棄物	の種類	類 (	〇:取	扱可	能な原	· 秦棄物	勿、●	: 処理	可能	な有	害物質	<u></u>				
有害物	質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	Ⅰ Ⅰ Ⅱ トリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	IⅣジオキサン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	ダイオキシン類
廃油	0	•												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		
廃酸	0		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
廃アルカリ	0			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
鉱さい	0						•	•		•	•																		•	
ばいじん	0				•	•	•	•		•	•													•					•	•
燃え殻	0						•	•		•	•																		•	•
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
指定下水道汚泥																														
処理物																														
感染性産業廃棄物	0																													
廃PCB等																														
PCB汚染物等																														
PCB処理物等																														
廃石綿等	0																													
廃水銀等																														

		岩:	手県(	特別	管理	産業序	棄物	収集	運搬ӭ	業)特	定有智	<b>宇産業</b>	<b>廃棄</b>	物の	種類	0:	取扱	可能	は廃棄	₹物、(	●:処	理可能	能な有	害物	質				
有害物	<b>羽質</b>	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ΙΠジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	Ⅰ Ⅰ Ⅱ トリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	INジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
廃アルカリ	0			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
鉱さい	0					•	•		•	•																	•		
ばいじん	0					•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0					•	•		•	•																			
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物	0																												
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等	0																												
廃水銀等																													

		秋	田県	(特別	]管理	産業	廃棄物	物収集	<b>美運搬</b>	0業)	持定有	宇産	業廃	棄物	の種類	領	〇:取	!扱可	能な原	· 秦棄物	勿、●	: 処理	可能	な有 <sup>:</sup>	害物質	<u></u>				
有害物	7質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	IIIトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	INジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•				•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
廃アルカリ	0			•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
鉱さい	0						•	•		•	•																	•		
ばいじん	0						•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0						•	•		•	•																	•		•
汚泥	0					•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																														
処理物																														
感染性産業廃棄物	0																													
廃PCB等																														
PCB汚染物等																														
PCB処理物等																														
廃石綿等	0																													
廃水銀等																														

		青	森県(	特別	管理	産業序	<b>全</b>	収集	運搬ӭ	業)特	定有	<b>宇産業</b>	<b>廃棄</b>	物の	種類	0:	取扱	可能	は廃棄	₹物、(	●:処	理可能	能な有	害物	質				
有害物	質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	Ⅰ Ⅰ Ⅱ トリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
廃アルカリ	0			•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
鉱さい	0					•	•		•	•																	•		
ばいじん	0					•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0					•	•		•	•																			•
汚泥	0					•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物	0																												
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等	0																												
廃水銀等																													

		埼	玉県(	特別	管理	<b>全業</b> 療	棄物	収集	運搬ӭ	業)特:	定有語	<b>宇産業</b>	廃棄	物の	種類	0:	取扱	可能	よ廃棄	物、(	●: 処	理可能	能な有	害物	質				
有害物	7質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIIジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	ΙΙⅡトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•																											
廃酸	0		•																										
廃アルカリ	0			•																									
鉱さい																													
ばいじん																													
燃え殻																													
汚泥																													
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物																													
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等																													
廃水銀等																													

		神奈	川県	(特別	管理	産業.	廃棄物	勿収集	<b>運搬</b>	(業)特	宇定有	害産	業廃勇	棄物σ	)種類	i C	): 取扱	及可能	な廃	棄物、	●: 処	<u></u>	能な	有害特	勿質				
有害物	質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ΙΠジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	IIIトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•															
廃酸	0		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•															
廃アルカリ	0			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•															
鉱さい																													
ばいじん																													
燃え殻																													
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•		•	•															
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物																													
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃水銀等																													

		群	馬県	(特別	]管理	産業	廃棄物	勿収負	<b>美運搬</b>	(業)	寺定有	宇産	業廃	棄物	の種類	須 (	〇:取	扱可	能な原	· 秦棄物	勿、●	: 処理	可能	な有 <sup>!</sup>	害物質	<b></b>				
有害物	加質	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	アルキル水銀又はその化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIIジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	Ⅰ Ⅰ Ⅱ トリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•				•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
廃アルカリ	0			•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
鉱さい	0						•	•		•	•																	•		
ばいじん	0						•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0						•	•		•	•																			•
汚泥	0						•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																														
処理物																														
感染性産業廃棄物																														
廃PCB等																														
PCB汚染物等																														
PCB処理物等																														
廃石綿等	0																													
廃水銀等																														

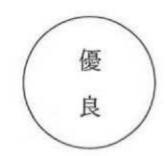
		栃	木県(	特別	管理	産業廃	<b>棄物</b>	収集	運搬ӭ	業)特	定有語	<b>宇産業</b>	廃棄	物の	種類	0:	取扱	可能	は廃棄	物、(	●:処	理可能	能な有	害物	質				
有害物	<b>羽質</b>	揮発性、灯油類、軽油類	水素イオン濃度指数2.以下	水素イオン濃度指数12以上	水銀、その化合物	カドミウム、その化合物	鉛、その化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素、その化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ⅠⅡジクロロエタン	IIジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IIIトリクロロエタン	ΙΙⅡトリクロロエタン	ⅠⅢジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン、その化合物	IⅣジオキサン	ダイオキシン類
廃油	0	•											•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			
廃酸	0		•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
廃アルカリ	0			•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
鉱さい	0					•	•		•	•																	•		
ばいじん	0					•	•		•	•																	•		•
燃え殻	0					•	•		•	•																			•
汚泥	0				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•
指定下水道汚泥																													
処理物																													
感染性産業廃棄物	0																												
廃PCB等																													
PCB汚染物等																													
PCB処理物等																													
廃石綿等	0																												
廃水銀等																													

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市若林区旬町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年月日 許可の有効年月日 令和 6年 9月 6日 令和 13年 8月 31日

#### 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃7M川、廃プラスチッ類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶 磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物(以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)

積替え又は保管を行う。

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

#### 積替え保管施設

①所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面積 5,105㎡、うち保管面積63㎡

種 類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類(以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水

銀含有ばいじん等を含む。)

保管上限 汚泥、ガラスくず・コンクリート 廃油、廃プラスチック類

廃酸、廃71かり、動植物性残さ

金属くず

鉱さい、がれき類

積み上げることができる高さ

#印無きものは無効 7.4mm 月 日 鈴木工業株式会社 担当中 印

(裏面に続く)

②所在地 仙台市若林区卸町東四丁目4番25号

面 積 1,492.23㎡、うち保管面積 24.75㎡

種 類 汚泥、廃油、廃酸、廃アハカック、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

保管上限

54. 3m

積み上げることができる高さ

2. 5m

- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 63年 10月 12日 新規許可(宮城県)

平成 22年 9月 1日 更新許可(宮城県)

平成 25年 7月 1日 許可権者の変更 (積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管

によるもの)

平成 25年 7月 11日 優良確認

平成 26年 4月 1日 代表者変更による書換え

平成 26年 11月 17日 積替え保管施設住居表示変更による書換え

平成 29年 9月 1日 更新許可

平成 29年 11月 9日 変更届 (水銀含有産業廃棄物に係る明示) に伴う書換え

令和 6年 6月 28日 変更届 (積替え保管施設の追加)

令和 6年 9月 6日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

印



### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住氏

所 宫城県仙台市若林区即町東五丁目3番28号

名 鈴木工業株式会社

他人にあっては、名称 及び代表者の氏名 代表取締役 鈴木 伸頭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 高

· 宫妖県 地事作

許可の年月日

合和 6 年 9 月 1 日

許可の有効年月日

令和13年8月31日

1 事業の範囲(積替え又は保管行為を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上17種類

(これらのうち石錦含有産業廃棄物を含む。木銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。以下余白)

- 3 許可の条件なし
- 4 許可の更新又は変更の状況

昭和63年10月12日許可

平成 2 年 9 月13日変更許可

平成 7 年 9 月 1 日更新許可

平成 9 年 9 月 1 7 日変更許可

平成12年9月1日更新許可

平成15年7月22日変更許可

平成17年1月4日変更許可

平成17年9月1日更新許可 平成22年9月1日更新許可

平成25年7月11日優良基準適合確認

平成29年9月1日更新許可

令和 6 年 9 月 1 日更新許可

5 積替え許可の有無 市名 仙台市

# 許可証写し

第一無 ・無 ・無 ・無 ・無 ・ 無 ・ 無 ・ ま の 5.4.1 0.0 p 0 2.8

年

担当

月 E

EΠ

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(有·無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

優

良

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年月日 許可の有効年月日

令和 2 年11月 2 日 令和 9 年 7 月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず⑮鉱さい⑯がれき類⑪ばいじん

(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上17種類

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を 行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ \*\*\*\*\*\*
- 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 昭和62年7月30日 更新許可年月日 平成5年7月30日

更新許可年月日 平成10年7月30日

更新許可年月日 平成15年7月30日

変更許可年月日 平成19年6月18日

更新許可年月日 平成 2 0 年 7 月 3 0 日 更新許可優良器定)年月日 平成 2 5 年 7 月 3 0 日

変更許可年月日 平成25年7月30

変更届出年月日 平成26年3月1

更新許可優良認定)年月日 令和 2 年 1 1 月 2

5 積替え許可の有無

有(無)

6 規則第9条の2第6項の規定による許可

(据文数、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず及び金属くず ) を追加

**并**可证于写明

朱印無きものは無効

年 月

日

鈴木工業株式会社 担当

ET.

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事

吉村 美栄

許可の年月日

令和 3 年 6 月 2 7 日

許可の有効年月日

令和 10 年 6 月 26 日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	0		金属くず	0	
汚泥	0		ガラスくず、コンクリートくず及び胸密器くず	0	
廃油	0		鉱さい	0	
<b>廃酸</b>	0		がれき類	0	
廃アルカリ	0		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	0		動物の死体	×	101
紙くず	0		ばいじん	0	
木くず	0		政令第2条第13号に理定する産業廃棄物	×	
繊維くず	0		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	0		石綿含有産業廃棄物	0	
動物系固形不要物	0		水銀使用製品産業廃棄物	0	
ゴムくず	0		水銀含有ばいじん等	0	

[備考] 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱う ことができないものを示す。

- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄 物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれ る場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし
- 許可の条件 なし
- 許可の更新又は変更の状況

平成 4年9月28日

許可

平成 9年9月28日

許可の更新

平成14年9月28日

許可の更新

平成19年2月20日

事業範囲の変更許可

平成19年9月28日

許可の更新

平成23年3月25日

事業範囲の変更許可

平成24年9月28日

許可の更新

平成26年6月27日

許可の更新、優 見認定

令和 3年6月27日

許可の更新、優

年 月 日

5 積替え許可の有無 市名

許可番号

朱印無きものは無効

規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

担当

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日

令和 3年 4月25日

許可の有効年月日

令和10年 4月24日

#### 1. 事業の範囲

(1)産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- 燃え殻
- 汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- 廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ·動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- 金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- 鉱さい
- ・ がれき類
- ・ばいじん

以下余白

- (2)積替え・保管を含むもの無以下余白
  - ----
- 2. 許可の条件 以下余白
- 3. 許可の更新又は変更の状況 平成 4年11月25日 当初許可 平成 9年11月25日 更新許可 平成14年11月25日 更新許可

# 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

(以下、裏面記載)

En

平成15年10月20日 事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維 くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くずを追加したこと。)

平成19年10月24日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類に燃え殻、ばいじんを追加したこと。)

平成19年11月25日 更新許可

平成24年10月23日 事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類に鉱さい、がれき類、動物系固形不要物を追加したこと。
- (2) 産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと。
- (3)産業廃棄物の種類について、「自動車等破砕物を除く。」とする限定を解除したこと。

平成24年11月25日 更新許可

平成26年 3月27日 変更届出書受理(代表者を鈴木昇から変更したこと。)

平成26年 4月25日 更新許可(優良認定) 令和 3年 4月25日 更新許可(優良認定) 以下余白

- 4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無 以下余白
- 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無 以下余白

# 許可証写し

朱印無きものは無効

年 月

日日

鈴木工業株式会社 担当

EŢ.

#### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹

許可の年月日 令和3年7月3日

許可の有効年月日 令和10年7月2日

#### 1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじ ん等を含む」場合はその旨を記載する)

ア 燃え殻、イ 汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ウ 廃油、エ 廃酸、

オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む、

自動車等破砕物を含む。)、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、

サ ゴムくず、シ 金属くず (自動車等破砕物を含む。)、

ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む、

自動車等破砕物を含む。)、セ 鉱さい、ソ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、

タ ばいじん、チ 動物系固形不要物 以上17品目(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし
- 3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月3日 新規許可 平成26年7月8日 更新許可 令和 3 年 7 月 3 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無 市名

許可番

# 許可証写し

朱印無きものは無効

月 В

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出鈴桃工業株式会社

担当



### 産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌

優 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事

宮下 宗



許可の年月日 許可の有効年月日

令和6年1月12日 令和13年1月11日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類	頁(特別智	管理座	業廃棄物であるものを除く。)		
燃え殻	4.10	0	動物系固形不要物		0
汚泥	14	0	ゴムくず		0
廃油 一	26 NA	0	金属くず		0
廃酸	7 200	0	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	100	0
廃アルカリ	1000	0	鉱さい	1	0
廃プラスチック類	9/	0	がれき類		0
紙くず		0	家畜ふん尿		×
木くず 多面		0	家畜の死体	4	×
繊維くず		0	ばいじん		0
動植物性残さ		0	政令第2条第13号廃棄物		×
		上記の	のうち	100	30
自動車等破砕物であるもの		0	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	Sile	×
石綿含有産業廃棄物であるもの		0	水銀含有ばいじん等であるもの		×

- ○:取り扱うもの ○:積替え又は保管行為を含むもの ×:取り扱わないもの

許可証写し

担当

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当無し
- 3, 許可の条件 無し
- 4. 許可の更新又は変更の状況 平成24年1月12日 新規許可 令和6年1月12日 更新許可及び優良認定

5. 積替え許可の有無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社

(以下余白)

許可番号 第13-00-000284号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番285

氏 名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌

発薬物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

東京都知事

# 小池百会

許可の年月日

令和 5年 2月15日

許可の有効年月日

令和12年 2月14日

#### 1 事業の範囲

(1)業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (石綿含有産業廃棄物を含む。)

(CI - 1 7 種類)

2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況 平成 3年 2月 15日

平成 3年 2月 15日 新規許可 令和 5年 2月 15日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無

"無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の

許可証写し

朱印無きものは無効

年

月以除

鈴木工業株式会社 担当

東京都

熳

良

業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 富城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野

許可の年月日

令和 7年

許可の有効年月日

令和14年 3月 7日



事業の範囲

(1) 事業の区分:収集運搬(積替え保管を除く。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥(#1)(#2)

廃油

廃酸(#2)

廃アルカリ(#2)

廃プラスチック類(#1)

紙くず 木くず 繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず 金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(#1)

がれき類

以上14種類

- 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。 ×
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産 業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじ ん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし
- 3. 許可の条件 特になし
- 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変 更 内 容
平成 3年 3月 8日	指令中環第8-161号	新規許可
平成23年 3月 8日	指令産廃第8-126号	変更許可(9.種類の追加)
平成26年 3月20日	- ( =	
平成30年 4月10日	指令産廃第9-1888号	更新置す (優良 至二)
令和 7年 4月 3日	指令産廃第9-2004号	更新 4 1 (優良談主)

積替え許可の有無

朱印無きものは無効

年 月

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証。給木工業株式会社 担当

(以下余白)

日

神奈川県指令 資循第41340号

許可番号 01405000284

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名

鈴木工業株式会社

法人にあっては名称 及び代表者の氏名

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐

許可の年月日

令和 5 年 4 月10日

(初回許可年月日 平成 3 年 4 月 5 日)

許可の有効年月日

令和12年4月4日



優

良

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (2) 産業廃棄物の種類(取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※1)、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※1)、鉱さい、がれき類(※1)、ばいじん
  - ※1:石綿含有産業廃棄物を含む。
  - ※2:水銀使用製品産業廃棄物を含む。
  - ※3:水銀含有ばいじん等を含む。
- (注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を 含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし
- 許可の条件なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 令和 5 年 4 月10日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の

# 一許可証写し

朱印無きものは無効

年

日

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記

鈴木工業株式会社 担当

囙

月

₩ 神奈川県

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年 月 日

令和 7年 3月15日

群馬県知事

許可の有効期限

令和14年 3月14日

#### 1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん、⑰動物系固形不要物(以上17種類)

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばい じん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※①については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※個については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※印については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等を含む。

## 許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日発行

鈴木工業株式会社 担当者



2 許可の条件

なし

許可の更新、変更の状況

平成 3年 3月15日 新規許可 平成 8年 3月15日 更新許可 平成13年 3月15日 更新許可 平成18年 3月15日 更新許可 平成23年 3月15日 更新許可 平成23年 4月 1日 変更許可 平成30年 3月15日 更新許可 令和 7年 3月15日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・(無)

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

# 許可証写し

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社 担当者



許 可 番 号 00900000284

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業 株式会社 代表取締役 鈴木 伸頭



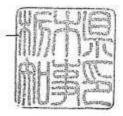
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田富

許可の年月日許可の有効年月日

令和 5(2023)年 4月18日 令和12(2030)年 4月17日



#### 1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)
  - ① 積替えを除くもの。
    - 燃え殻
    - ・汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)
    - ·廃油
    - ·廃酸
    - 廃アルカリ
    - ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
    - ・紙くず
    - ·木くず
    - 繊維くず
    - ・動植物性残さ
    - ·動物系固形不要物
    - ・ゴムくず
    - 金属くず
    - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
    - ・鉱さい
    - ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む
    - ・ばいじん

# 許可証写し

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地**条印無さむめは無効**所ごとは全れぞ**持**積替え**子**は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

鈴木工業株式会社 担当

EI.

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成 3(1991)年 4月18日 更新許可 平成 8(1996)年 4月18日 更新許可 平成13(2001)年 4月18日 更新許可 平成18(2006)年 4月18日 更新許可 平成23(2011)年 4月18日

変更許可 平成23(2011)年 4月22日 変更届 平成26(2014)年 3月19日

更新許可 平成28(2016)年 4月18日 更新許可 令和 5(2023)年 4月18日 取り扱う産業廃棄物種類の追加

代表者の変更による届出

優良認定 優良認定

5. 積替え許可の有無

有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

印



### 產業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号 氏 名 鈴木工業 株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等1 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

大 井 川 和 灰城県知事

許可の年月日 許可の有効年月日 令和 2 年11月26日 令和 9 年 9 月 8 日



1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を輸く:燃え殻(\*7),汚泥(\*5)(\*7),廃油(\*5),廃酸(\*5)(\*7),廃アルカリ(\*5)(\*7),廃ブラ スチック類(\*2)(\*4)(\*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不 要物、ゴムくず、金属くず(\*2)(\*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (\*2)(\*4)(\*5), 鉱さい(\*7), がれき類(\*4), ばいじん(\*7)

以上17種類

- (※) 記載品目については、(\*2) 自動車等破砕物を含む。(\*4) 石綿含有産業廃棄物を含む。(\*5) 水銀使 用製品産業廃棄物を除く、(\*7) 水銀含有ばいじん等を除く
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業 廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし。
- 3. 許可の条件 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変 更 内 容
平成20年9月9日	新規許可		以下余白
平成 25 年 9 月 20 日	更新許可 (優良認定)		
平成 25 年 9 月 20 日	変更許可 (品目の追加)		
平成 26 年 3 月 19 日	変更届(代表者の変更)		
令和 2 年 11 月 26 日		<b>計 丁二</b>	

5. 積替え許可の有無 有・無

許可番号

(積替え許可を有している場合においては、市内及中無さものは無効と。) 年

月

鈴木工業株式会社 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 仙台市着林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



仙台市長

郡和

偿

許可の年月日

合和 2年 7月 1日

許可の有効年月日

令和 9年 6月 30日

#### 1. 事業の範囲

燃え殻 (オト゚ミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化

合物、セン又はその化合物、デイオン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理

したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、計\*ジA又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合

物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルプ、 ^`ンゼン、セレン又はその化合物、ダイオヤシン類及びこれらの廃棄物を処分するために

処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩

化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するため

に処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素化/濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、計1:5%又はその化

合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメチン、四塩化炭素、1,2-ジクロロニタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルア゙、ペンゼン、セルン又はその化合物、ダイオネシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害な

ものに限る。)

廃7¼計 (水素付2濃度指数12.5以上のもの並びままま)

化合物、鉛又はその化合物。 物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テ

及びこれらの廃棄物を処分す

ものに限る。)

鈴木工業株式会社 担当

印

(裏面に続く)

鉱さい (水銀又はその化合物、かごのA又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、たい又はその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、かごか又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クレム化 合物、砒素又はその化合物、セル又はその化合物、ダイオキンク類及びこれらの廃棄物 を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

積替え又は保管は行う。

 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積みあげることが できる高さ

積替之保管施設

所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面 積 5,105㎡、うち保管面積21㎡

種 類 汚泥、廃酸、廃びり

保管上限 污泥、磨7㎡ 各 9.0㎡

廃酸 18.0m

積み上げることのできる高さ 2.0 m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日 新規許可(富城県) 平成 25年 7月 1日 更新許可(宮城県)

平成 25年 7月 1日 更新許可(宮城県) 平成 25年 7月 1日 許可権者の変更(積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う

許可事務移管によるもの)

令和 2年 7月 1日 更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年 月

鈴木工業株式会社 担当

티

B



### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住氏

所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

名 鈴木工業株式会社

法人にあっては、名称 及び代表者の氏名 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和2年7月1日 許可の有効年月日 令和9年6月30日

- 1 事業の範囲 別表のとおり。
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管 を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ \*\*\*\*\*\*\*
- 3 許可の条件 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況 平成 5 年 7 月 1 日許可 平成 8 年 3 月 1 9日変更許可可 平成 1 0 年 7 月 1 日更新許可 平成 1 5 年 7 月 1 日変更新許可 平成 1 5 年 7 月 1 日変更新許可 平成 1 9 年 6 月 1 5日変更新許可 平成 2 0 年 7 月 1 日更新許可 平成 2 5 年 7 月 1 日更新許可 令和 2 年 7 月 1 日更新許可

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日発行

鈴木工業株式会社 担当者



5 積替え許可の有無 市名 仙台市 り・無

許可番号 第05460000284号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

面·無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

Qri ale

別衣 根拠法令		特別管理産	業廃棄物	dy .				1. 3	取扱
令2の4第1号		廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及	STATE OF THE PERSON NAMED IN	-			- 6		-0
令2の4第2号		廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2. 0以下の		10.00	63		100	(	0
令2の4第3号	10176	廃アルカリ (水素イオン濃度指数 (pH) 12.		のもの	()			- 1	0
令2の4第4号	476	感染性産業廃棄物	- 3			63		71	0
11 40 50 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		特定有害	產業原	棄物		14			
	1	廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等	CL SES	(F) 5.100	100	1			×
	п	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染物	-			10	illu.		×
	A	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 処理物		1		A 1.	7 1		×
	=	廃水銀等					1		×
	ホ	指定下水沔泥	Sur.				496		×
	-	廃石綿等		117			and a	100	0
			-	-5-0				1	
	9	<b>施棄物名</b>	100	1	(6)	Vine I	施		ば
			燃	钙	廃	廃	ア	鉱	13
			え般	泥	油	酸	ルカ	さい	U
	1	左 \$P\$ \$P\$ \$P\$ \$P\$	1000	plan Na	10		1]	CAC.	1
	12	有害物質名				11.11	200		
	0.	水銀又はその化合物	-	0	-	0	0	0	0
	1	カドミウム又はその化合物	0	0	100	0	10	0	0
	T J	鉛又はその化合物	0	0	-	0	0	0	0
	1947	有機燐化合物		0	-	0	0	-	40-21
		六価クロム化合物	0	0		0	0	0	0
	1.0	砒素又はその化合物	0	0	-	0	0	0	0
令2の4第5号	- Just	シアン化合物	-	0	-	0	0	-	-
		PCB	-	X	7	×	X	-	-
	17	トリクロロエチレン	-	0	0	0	0	-	-
	チょう	テトラクロロエチレン	7	0	0	0	0	-	S-
	90	ジクロロメタン	-	0	0	0	0	-	-
	n	四塩化炭素	-	0	Qu	0	0	-	-
	1 6	1, 2-ジクロロエタン	-	0	0	Q	0	-	-
	part 1	1, 1-ジクロロエチレン	-	0	0	0	0	25	1.20
	1	シスー1、2-ジグロロエチレン	-	0	0	0	0	-	-75
		1、1、1-トリクロロエタン	-	10	0	0	0	7	-
	-	1, 1, 2-トリクロロエタン	1755	0	0	0	0	-	11/2-
	-	1、3-ジクロロプロペン	Carl.	0	0	0	0	-	1=
	1	チウラム	-	0	-		0	~	-
	10	シマジン	-	0	-	0	0	-	-
	11	チオベンカルブ	1	0	=	0	0	<b>33</b> 1	185
	12,70	ベンゼン	144	0	0	0	0	-	-
	VD.	セレン又はその化合物	0	0	-	0	0	10	0
		1, 4-ジオキサン		×	×	×	×	-	X
	P	ダイオキシン類	0	0	1-	0	0	-	0
令2の4第6号		ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施	設で集	められ	たもの	)			×
令2の4第7号		ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイメ	キシン類の	り基準に	に適合	しない	もの)		×
令2の4第8号		汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の	基準に	適合し	ないも	0)	JEN	ul'.	X
令2の4第9号		ばいじん(輸入廃棄物)					L. I		- ×
今2の4第10号		燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準	に適合	Lite	tivit				~
令2の4第11号	0.2	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に		加工		=	<u> </u>	7	×
備考				ПΙ		) LIT			

◎:積替え又は保管行為を含む

※: 取り扱わないもの 鈴木工業株式会社 担当者

許可番号 第00757000284号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名

鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日 許可の有効年月日

令和 5 年 1 月12日 令和11年12月20日

- 1 事業の範囲
  - (1) 事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を含まない。)
  - (2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻(特定有害産業廃棄物)②汚泥(特定有害産業廃棄物)③廃油(揮発油類、灯油 類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物) ④廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又 は特定有害産業廃棄物) ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定 有害産業廃棄物)⑥鉱さい(特定有害産業廃棄物)⑦ばいじん(特定有害産業廃棄物)⑧ 感染性産業廃棄物⑨廃石綿等

以上9種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管 を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ \*\*\*\*\*
- 3 許可の条件

\*\*\*\*\*

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成 5 年12月21日 更新許可年月日 平成10年12月21日 平成15年 5 月20日 変更許可年月日 更新許可年月日 平成15年12月21日

更新許可年月日 平成20年12月24日

優良確認年月日

平成25年7月30日 平成26年3月17日

(有効期間 平成20年12月21日~平成25年12月20日) (優良確認に伴い平成27年12月20日まで有効期間延長)

月17日 (代表者の変更)

変更届出年月日 変更許可年月日

平成27年12月2 更新許可(優良認定)年月日

更新許可(優良認定)年月日 令和 5 年 1 月 1

積替え許可の有無

1日

朱印無きものは無効

日

6 規則第10条の12第2項の規定による許錦水 心業株 試験社

相樂

月

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	0			0	0	0
カドミウム又はその化合物	0	0	0		0	0	0
鉛又はその化合物	0	0	0		0	0	0
有機燐化合物			W		0	0	0
六価クロム化合物	0	0	0		0	0	0
砒素又はその化合物	10	0	0		0	0	0
シアン化合物					0	0	0
PCB					-		_
トリクロロエチレン				0	0	0	0
テトラクロロエチレン	Marile 1			0	0	0	0
ジクロロメタン				0	0	0	0
四塩化炭素				0	0	0	0
1,2-ジクロロエタン				0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン				0	0	0	0
シス-1, 2-ジクロロエチレン				0	0	0	0
1, 1, 1-トリクロロエタン				0	0	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン				0	0	0	0
1,3-ジクロロプロペン				0	0	0	0
チウラム					0	0	0
シマジン	No.				0	0	0
チオベンカルブ					0	0	0
ベンゼン		( =	左下	70	70 7	<u> </u>	0
セレン又はその化合物	0	0	0	可言	TP -	70	0
1,4-ジオキサン		<b>参</b> 印	無きもの	つは無効	○年	○月	Œ
ダイオキシン類	E STATE OF	鈴木	工業株	式会社	担当	OB	Jo

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子 | 大川東 | 大川東

許可の年月日

令和 4 年 7 月 4 日

許可の有効年月日

令和 11 年 6 月 20 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年6月21日 許可

平成15年6月21日 許可の更新

平成20年6月21日 許可の更新

平成23年3月25日 事業範囲の変更許可

平成25年3月25日 優良確認

平成27年6月8日 事業範囲の変更許可

平成27年6月21日 許可の更新、優良認定

令和4年7月4日 許可の更新、優良認定

5 積替え許可の有無 春・



市名

許可番

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提

非許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

きないものを示す。

番号		特別管理 業廃棄物区分	取扱					注釈				
	令第		0	廃油(担	発油類、	軽油類》	及び灯油	類に該当	するもの	)		
	令第		0	廃酸(水	(素イオン	濃度指数	女2. 01	以下のも	の)			
	令第	and the latest and th	0	廃アルス	リリ (水素	ドイオン派	農度指数	12. 5	以上のも	の)		
	令第	4号	0	感染性原	棄物							
	令第	5 号イ		(廃PC	B等)					7 - 1919		
ALCOHOL:		5号口		(PCE	汚染物)							
5 /	令第	5 号ハ		(PCE	3処理物)							
, ^	令第	5号へ	0	(廃石組	常等)							
5	令第	5号二、ホ及び	ドト~ヌ	枝番	а	b	c	d	е	f	g	h
	枝番	有害	物質名		燃え殻	汚泥	斃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚
	1	アルキル水銀化	合物		HEWELF	0	TEXT OF	0	0		0	1.53.55
	2	水銀又はその化				0	1100000	0	0		0	
	3	カドミウム又は		物	0	0		0	0	0	0	
	4	鉛又はその化合		1000	ō	ō	5/8/10/1	0	0	0	0	
	5	有機燐化合物			(E##508)	0		0	0	That is	THE REAL	
	6	六価クロム化合	物		0	0		0	0	0	0	
	7	砒素又はその化			0	0	Section State	0	0	0	0	
	8	シアン化合物			Zee in	0		0	0			
1	9	PCB			DIVER		THE SHARE			HIGH	16 20	
1	10	トリクロロエヺ	・レン			0	0	0	0			
1	11	テトラクロロコ	チレン			0	0	0	0			
1	12	ジクロロメタン	,			0	0	0	0	Samuel Sale	33003	
1	13	四塩化炭素			1000年	0	0	0	0		He was	
ע	14	1, 2-57	ロエタン			0	0	0	0			
	15	1. 1ージクロ	ロエチレ	17		0	0	0	0			
	16	シスー1, 2-	ジクロロ	エチレン		0	0	0	0		STAR S	
	17	1, 1, 1-1	リクロロ	エタン		0	0	0	0	ħp. 9		
	18	1, 1, 2-1	リクロロ	エタン	IN SER	0	0	0	0	質が得限		
	19	1, 3ージクロ	コロプロ〜	シ		0	0	0	0			
	20	チウラム			<b>透谱</b>	0		0	0	N. S.		
	21	シマジン			T South	0	THE .	0	0			
	22	チオペンカルン	1			0		0	0	Terror		
	23	ベンゼン				0	0	0	0	- E-2200		
	24	セレン又はその	)化合物		0	0	100	0	0_	0	0	
	25	1,4-ジオキサン			E SE	0	0	0	0	Tree Section	0	1135
	26	ダイオキシン数	Ĩ.		0	0		0	0		0	CORN
	27		制(温)						The same		120 - 134	
	28				1			I III TA	9 6 0 2 5	D'ALCON		
	29		LA FOR INE			34.3	I SUL		X #200=0		(四) (1)	1
	30				CHAIL	De la			AL ESS			184
3	-	6号							集められた	はいしん	Marie a	
7	-	7号		The second secon	1000	準以上				100	ぬ処理した	0.03
3	-	8号		ダイオキ	シン類を基	神以日 to	专派及	多处			U	+
9	令第	9号		ばいじん					施業物に限	100000000000000000000000000000000000000		GOA III
10				CHEST		朱印無	さもの	は無な	力 年	- }	] E	
11		帝第1号」は、廃薬	272			60 -L -	12	B A I		-	PH	

(2枚のうち2)

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証

する

岩手県知事 達 増 拓 (



許可の年月日

合和 2年 7月 1日

許可の有効年月日

令和 9年 6月30日

#### 1. 事業の範囲

#### (1)産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

・廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

・廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

感染性産業廃棄物

- 鉱さい(カドミウム又はその化合物、給又はその化合物、水価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃石綿等
- ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素 又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより 有害なものに限る。)

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

 ・廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1、2ージクロロエタン、1、1ージクロロエチレン、シスー1、2ージクロロエタン、1、1、1ートリクロロエタン、1、1、2ートリクロロエタン、1、3ージクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

・汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、指又はその化合物、有機構化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、デトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2ージクロロエチレン、1、1ージクロロエチレン、シスー1、2ージクロロエチレン、1、1、1ートリクロロエタン、1、1、2ートリクロロエタン、1、1、2ートリクロロエタン、1、1、2ートリクロロエタン、1、1、2ートリクロロエタン、1、1、2ートリクロロエタン、1、1

プロペン、チウラム、シマジン、チオーシカル 合物、ダイオキシン類を含むこ、のみまれて有

・ 廃骸(水銀又はその化合物、カドミウム又西で化 化合物、六価クロム化合物、砒・又はその化合 チレン。テトラクロロエチレン ロエタン、1、1ージクロロエ 1、1ートリクロロエタン、1 ブロペン、チウラム、シマジン 合物を含むことのみにより有害なものに限る。

鈴木工業株式会社 担当 [1]

・廃アルカリ (水銀叉はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛叉はその化合物、 (以下、事而記載) 有機構化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン、シスー1,2ージクロロエチレン。1,1ートリクロロエタン、1,1、2ートリクロロエタン、1,3ージグロロブロベン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの 無 以下余白

2. 許可の条件 排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保給車等で運搬し、当該排出事業者 が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。 以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日 当初許可 平成10年 7月 1日 更新許可 平成15年 7月 1日 更新許可

平成15年 7月23日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻(カドミウムまたはその 化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はそ の化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害 なものに限る。) を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油(ジクロロメタン、四塩化 炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロ エタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロ プロペン、ペンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。 を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸(シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、1、3-ジクロロブロベン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。1を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ (ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエ チレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-ト リクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロベン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、 ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害 なものに限る。)を追加したこと。

(5) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥 (ジクロロメタン。四塩化 炭素、1.2ージクロロエタン、1,1ージクロロエチレン。 シスー1.2ージクロロエチレン、1,1、1ートリクロロ エタン、1,1、2ートリクロロエタン、1,3ージクロロ プロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限

(6) 特別管理産業子の日本語子の化合物・ のドミルス第十の化学の化学の化学の化学を含い 化合物・により産事なものに飲る。)を追加し合こと。

 平成15年12月19日 事業範囲の変更許可

- (1)特別管理産業廃棄物の種類に汚泥(ダイオキシン類を含むこ とにのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。 (2) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん (ダイオキシン類を含
- むことのみにより有害なものに碌る。)を追加したこと。

平成20年 7月 1日 平成20年 7月16日

更新許可 変更届出書受理

(1) 感染性産業廃棄物を削除したこと。

- (2)燃え殻(セレン又はその化合物を含むことのみにより有害な ものに限る。)を削除したこと。
- (3) 廃酸(水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なもの に限る。)を削除したこと。
- (4) 廃アルカリ (水銀又はその化合物を含むことのみにより有害 なものに限る。)を削除したこと。
- (5) 鉱さい(水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なも のに限る。)を削除したこと、
- (6) ばいじん (水銀叉はその化合物を含むことのみにより有害な ものに限る。)を削除したこと。

平成25年 6月 3日 事業節囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物を追加したこ
- (2)特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸(水銀又はその化合物を含
- むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。 (4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ (水銀又はその化合 物を含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこ L

平成25年 7月 1日 更新許可 (優良認定)

平成26年 3月27日 変更届出書受理(代表者を鈴木昇から変更したこと。)

会和 2年 7月 1日 更新許可(條良認定)

以下命白

- 4. 積勢之許可(盛岡市の許可)の有無 無 以下余白
- 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無 以下余白

## 許可証写し

朱印無きものは無効

日

担当 鈴木工業株式会社

町

月

#### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和3年7月3日 許可の有効年月日 令和10年7月2日

#### 1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替・保管を除く。)

- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
  - ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、
  - イ 廃酸(水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。)、
  - ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。)、
  - エ 感染性産業廃棄物 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、

金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。)、

- オ 特定有害産業廃棄物 (廃石綿等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 鉱さい及びばいじんに限る。含まれる有害物質については別記1のとおりとする。)
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし
- 3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月3日 新規許可 平成26年7月8日 更新許可 令和3年7月3日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証

鈴林工業株式会社 担当

ET.

#### 才 特定有害産業廃棄物

廃石綿等

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印:積替・保管を除く ●印:積替・保管を含む - 印:対象外)

廃棄物名 有害物質	鉱さい	ばいじん	燃之殼	廃油	汚泥	廃酸	廃7//かり	指定下水 汚泥
アルキル水銀化合物	1=1	-			-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	D	district the same	0	-	-	-
カドミウム又はその化合物	0	0	0	2	0	0	0	-
鉛又はその化合物	0	0	0		0	. 0	0	-
有機燐又はその化合物		THE THE			0	0	0	-
六価クロム化合物	0	0	0		0	0	0	_
砒素又はその化合物	0	0	0		10	0	0	-
シアン化合物			2010	1375	0	0	0	-
PCB		N. W. P. D.	LV/SEL			-	-	-
トリクロロエチレン		STEED!		0	0	0	0	-
テトラクロロエチレン	1220		Sel ali	0 .	0	0	0	-
ジクロロメタン	400		19-60-m	0	0	0	0	-
四塩化炭素		F-10-1		0	0	0	0	-
1, 2-ジクロロエタン	X A B	A DAG	N. E. I	0	0	0	0	_
1, 1ージクロロエチレン	ZAVINE LO	THE REST	NUVA SI	0	0	0	0	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	- 1	178	49.45	0	0	0	0	-
1, 1, 1ートリクロロエタン	10(6/2)	EL CALE	17	0	0	0	0	-
1, 1, 2ートリクロロエタン		In The	1 SELITE	0	0	0	0	2
1, 3-ジクロロプロペン		La Miles	TSSS TS	0	0	0	0	-
チウラム	生		10 15 15	A STATE	0	0	0	н
シマジン	Synthesis	Village V	E DAME!	INFO	0	0	0	-
チオベンカルブ	W-13-W	Y			0	0	0	-
ベンゼン				0	0	0	0	=
セレン又はその化合物	0	0	0	3,000	0	0	0	-
ダイオキシン類		0	0		0	-	-	-
1, 4-ジオキサン		н.		-	(4)	-	-	4

# 許可証写し

朱印無きものは無効

Ŧ.

月 日

鈴木工業株式会社 担当

印



### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮 下 宗

許可の年月日 令和6年1月12日 許可の有効年月日

令和13年1月11日

- 1. 事業の範囲 別表のとおり
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管 を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当無し
- 3. 許可の条件 無し
- 4. 許可の更新又は変更の状況 平成24年1月12日 新規許可 令和6年1月12日 更新許可及び優良認定
- 5. 積替え許可の有無 市名 許可番号
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

(以下余白)

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当 ED

別表

				1.	2		特	別行	管理	産	業原	棄	物の	)種	類	1	18										
廃	油(揮発油類、炸	行油類》	及び	軽	由麵	)		A							1											(	0
_	酸(水素イオン)	108.00.000.000		-	0.000		_	-														3				(	)
廃	アルカリ(水素・	イオン社	農度	指数	次12	. 51	江上	0	60	))			4				E.									(	C
思	染性産業廃棄物	-	73.13						1			Ť,		11/1/11		P										(	0
製	定有害産業廃棄	物									-				ď		7	7								á	
	廃ポリ塩化ビス	フェニハ	/等	9		ita					15							Ē.	ď								X
	ポリ塩化ビフェ	ェニルが	5染	物	30					1	7		d	No.			3	STE	377								X
	ポリ塩化ビフェ	ェニルダ	L <sub>理</sub>	物		F		1000			9200	- 1														1	X
	廃水銀等		1					S.A.				Syl			66								70.				K
	指定下水污泥		l.									477	W		5								i			7	K
	廃石綿等	931								500			Y	18	W.			100								(	)
	産業廃棄物の種類	含有する有害物質	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	婚化合	六価クロム化合物	又はその	シアン化合物	ポリ塩化ピフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	ー・ニージクロロエタン	ー・ーージクロロエチレン	シスーー・ニージクロロエチレン	ー・ー・ーートリクロロエタン	ー・ー・ニートリクロロエタン	一・三一ジクロロプロペン	チヴラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四一ジオキサン	タイオキシン類
	鉱さい	150	×	0	0		0	0			807G					-							-		0		010
	ばいじん	100	×	0	0		0	0																	0	×	0
1	燃え殻			0	0	_	0	0								=		-							×		O
3.	廃油								-		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	12/12	×	
	汚泥		×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	×	0
	應酸		×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×
	廃アルカリ		×	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	Ó	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×

○: 取り扱うもの

◎:積替え又は保管行為を含むもの

×:取り扱わないもの

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

神奈川県指令 資循第7025号

許可番号 01455000284

優

良

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

在 所

宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名

鈴木工業株式会社

差人にあっては名称 及び代表者の氏名

代表取締役 鈴木 伸簧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

科学

許可の年月日

神奈川県知事

....

2年 8月 18日

祐

7月 1日)

許可の有効年月日

(初回許可年月日 平成

令和

5年 7月

合和 9年 6月 30日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集運搬(積替・保管を除く。)

(2)特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物 (別妻のとおり。)

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び 積み上げることができる高さ なし
- 3. 許可の条件 なし
- 許可の更新及び変更の状況 令和 2年 8月18日 更新許可
- 5. 積替え許可の有無

使

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

# 許可証写し

朱印無きものは無効

年

日

鈴木工業株式会社 担当

ED

月

備考

「5、積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

₩ 神奈川県

産廃物の種類	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	污泥	廃酸	廃アルカ	
金属等の名称							ŋ	
水銀又はその化合物	-	-	1	1	0	0	0	
カドミウム又はその化合物	-	-	-		0	0	0	
鉛又はその化合物	-	-	-	7	0	0	0	
有機燐化合物		1	/	1	0	0	0	
六偏クロム化合物	-	+	-	1	0	0	0	
砒素又はその化合物	-	1	-		0	0	0	
シアン化合物		/		1	0	0	0	
ポリ塩化ビフェニル		1			-	-	-	
トリクロロエチレン		/		0	0	0	0	
テトラクロロエチレン	/	/		0	0	0	0	
ジクロロメタン	1	/	1	-	-	-	-	
四塩化炭素	1	/	/	-	-	-	-	
1・2-ジクロロエタン	1	1	/	-	-	-	-	
1・1ージクロロエチレン	1	1	/	-	-	-	-	
シスー1・2ージクロロエチレン	1	/	/	-	-	-	-	
1・1・1ートリクロロエタン	1	/	/	-	-	-	-	
1・1・2ートリクロロエタン	1	/	/	-	-		-	
1・3-ジクロロプロペン	1	1	/	-	-	-	-	
チウラム	1	1	/	/	-	-	-	
シマジン	1	1	/	/	-	-	-	
チオベンカルブ	1	1	1	/	-	-	-	
ベンゼン	1	1	/	-	-	-	-	
セレン又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-	
1・4ージオキサン	1	-	/	-	-	-	-	
ダイオキシン類	K	-	_	1	_	-	-	

備考:「○」は、取り扱うことのできるものを、「一」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可証	写し	_
朱印無きものは無効	年 月	Ħ
鈴木工業株式会社 担	当印	

優

良

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業 株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日

令和 3年11月26日

許可の有効年月日

令和10年10月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬(積替え保管を除く。)

(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)

以上3種類

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う 特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし
- 3. 許可の条件 特になし
- 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変 更 内 容
平成 6年10月27日	指令中環第7-93号	新規許可
平成21年12月18日	指令中環第11-17号	更新許可
平成26年 3月20日		変更届 (代表者)
平成26年12月15日	指令産廃第12-57号	更新許可(優良認定)
令和 3年11月26日	指令産廃第12-40号	更新許可 (優良認定)

- 5. 積替え許可の有無 ※ 県内の政令市における許可の有無を記載
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

(以下余白)

## 許可証写

朱印無きものは無効

年 月 日

担当 鈴木工業株式会社

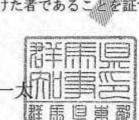
### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宫城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



群馬県知事

山本

許可の年 月 日

令和 3年 3月23日

許可の有効期限

令和10年 3月22日

#### 1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃石綿等、⑤特) 燃え殻、⑥特) 汚泥、⑦特) 廃油、⑧特) 廃酸、⑨特) 廃アルカリ、⑩特) 鉱さい、⑪特) ばいじん(以上11種類)

※⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 6年 3月23日 新規許可

平成11年 3月23日 更新許可

平成16年 3月28日 更新許可

平成21年 3月23日 更新許可

平成26年 3月23日 更新許可

平成26年 3月24日 変更許可

令和 3年 3月23日 更新許可

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

4 積替え許可の有無

有·(無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・(無

# 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 E

鈴木工業株式会社 担当

印

#### 許可証別紙1

#### 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「一」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばい じん	特) 1.3 景廃棄物
7.441水銀化合物	96 000	= 1		-		-	-	-
7時ル水銀化合物!環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)				-	-	-	-	- 1
水銀又はその化合物				1-0	-	) - I	-	-
木銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)					is <del>e</del> 8	-	_	
カドミウム又はその化合物	0	0		<b></b> 0	0	0	0	=
鉛又はその化合物	0	O		0	0	0	0	
有機燐化合物		0		0	0			
六価クロム化合物	0	0		Ö	0	0	0	-
砒素又はその化合物	0	0		0	0	0	0	-
シアン化合物		0		0	0		1000 N	37,000,100
PCB				2	=	2. 19 / 19		
トリクロロエチレン		0	0	0	0			BOOK ST
テトラクロロエチレン	The state of	0	0	0	0			
シークロロメタン	PATE AND	0	0	0	0			
四塩化炭素	100 S	0	0 4	J'O	0			
1, 2ージ クロロエタン	1895	0	- O	0	0			
1, 1-ジ クロロエチレン		0	- O	0	Q <sub>in</sub>			
シスー1, 2ーシ" クロロエチレン		0	0	10	0			
1, 1, 1ートリクロロエタン		0	0	0		Major I	The water	<b>多万元省</b>
1, 1, 2-トリクロロエタン		0	0	0	/ o /			
1, 3-シ クロロブ ロヘン		0	0	0	Ø		on the	
チウラム		0		0	0			
シマジェン		0		0	0			
チオヘ"ンカルフ"		0		0	0			
へ、ンチ、ン		0	0	0	0			
セン又はその化合物		0	-	_0	0	0	0	
1, 4ーシ オキサン		W -			el.		='-	W. Carlot
ダイオキシン類 "	Q			OT	HJ		5-0 C	-



朱印無きものは無効 年

年 月 日

許可番号 01050000284

鈴木工業株式会社 担当

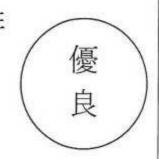
E

許 可 番 号 00950000284

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業 株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

田

許可の年月日 許可の有効年月日 令和 4(2022)年12月20日 令和 9(2027)年 8月24日



#### 1. 事業の範囲

(1) 営業の範囲 収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- ① 積替えを除くもの
  - ·威染性廃棄物
  - 廃石綿等



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び血積亚びに

#### 管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成 5(1993)年 8月25日 更新許可 平成10(1998)年 8月25日 変更届 平成15(2003)年 6月27日

平成15(2003)年 0月27日 平成15(2003)年 8月25日

更新許可 平成15(2003)年 8月25日 更新許可 平成20(2008)年 8月25日

変更許可 平成25(2013)年 9月20日

変更届 平成26(2014)年 3月19日 更新許可 令和 2(2020)年 8月25日

令和 4(2022)年12月20日

取り扱う特別管理産業廃棄物種類の一部廃止

優良認定

取り扱う特別管理産業廃棄物種類の追加

代表者の変更による届出

優良認定

取り扱う特別管理産業廃棄物種類の追加

5. 積替え許可の有無

変更許可

有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無(有・無

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

FI

良

### 産業廃棄物処分業許可証

(1) 197 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名

给木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年月日

令和 7年 2月21日

許可の有効年月日

合和11年12月 4日

事業の範囲

事業の区分

中間処理(脱水、焼却、破砕、天日乾燥、中和)

産業廃棄物の種類

汚泥(有機汚泥について水銀含有ばいじん等を含み、無機汚泥について 脱水

水銀含有ばいじん等を除く。)

燒却 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃フラスチック類、紙くず、

> 木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属 くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものを除く ) 及び陶磁器くず、鉱さい、動物のふん尿、 ばいじん (以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除

破碎 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金瓜くず、ガラスく

ボ・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたも

のを除く ) 及び陶磁器くず(以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

天日乾燥 汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)

中和 廃酸、廃アルカリ (以上、水銀含有ばいじん等を除く。)

(以上のうち石綿含有産業廃棄物を除き、自動車等破砕物を含む。)

脱水施設(固定式2施設)

仙台市宮城野区仙台港北 11日14番地の3

平成14年12月25日

汚泥 (有機汚泥) 60.0 m/目 (7.5 m/時間×8時間)

脱水機2基

30.0m/日 (3.75m/時間×8時間)

30.0m/日 (3.75m/時間×8時間)

仙台市(環廃産)指令第5号

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類

設置場所

設置年月日

処理能力

許可年月日 許可番号

平成14年 9月 6日



鈴木工業株式会社 担当者

日発行

10

(1/4)

```
仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置場所
         平成29年12月 1日
設置年月日
         汚泥 (無機汚泥) 64.0m/目 (8.0m/時間×8時間)
処理能力
          脱水機2基
           32.0m/日 (4.0m/時間×8時間)
           32.0m/日 (4.0m/時間×8時間)
         平成29年11月20日
許可年月日
         仙台市(H29環廃事)指令第27号
許可番号
         焼却施設(固定式2施設)
施設の種類
         仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置場所
         平成14年11月20日
設置年月日
                   13.6t/H
                            (0.567 t/時間×24時間)
処理能力
         燃之殼
         污泥
                   13.61/H
                            (0.5671/時間×24時間)
                            (0.5391/時間×24時間)
         廃油
                   12.91/H
                            (0.5671/時間×24時間)
         疮酸
                   13.6t/H
                   13.61/11
                            (0.5671/時間×24時間)
         廃アルカリ
                    7. 46 t/日(0. 311 t/時間×24時間)
         廃プラスチック類
                            (0.8151/時間×24時間)
         紙くず
                   19.61/11
                   19.61/8
                            (O. 815 (/時間×24時間)
         木くず
                            (O. 815 L/時間×24時間)
                   19.61/11
         繊維くず
                            (0. 723 t/時間×24時間)
                   17.41/8
         動植物性残さ
                            (0.7231/時間×24時間)
         動物系固形不要物 17.41/11
                   19.61/11
                            (O. 815 (/時間×24時間)
         ゴムくず
         金属くず
                    2. 4 t/II
                            (O. 1001/時間×24時間)
         ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
                            (O. 1001/時間×24時間)
                    2. 41/H
                            (O, 7231/時間×94時間)
                   17. 41/H
         動物のふん尿
許可年月日
         平成16年 8月 2日
         仙台市(環廃指)指令第143号
許可番号
                                 朱印無きものは無効
                                               日発行
         仙台市宮城野区仙台港北 17月13番地の8
設置場所
                                 鈴木工業株式会社 担当者
                                                6
         合和 7年 2月10日
設置年月日
                   8.03761/日(0.33491/時間×24時間
処理能力
         燃え殻
                   9.21121/日(0.38381/時間×24時間)
         污泥
                  17.67601/11(0.73651/時間×24時間)
         廃油
                  17.45281/日(0.72721/時間×24時間)
         廃酸
                  17.45281/日(0.72721/時間×24時間)
         魔アルカリ
         廃フラスチック類
                  10.87681/日(0.45321/時間×24時間)
                  33,33361/日(1,38891/時間×24時間)
         紙くず
                  30.04801/日(1.25201/時間×24時間)
         木くず
                  25.35601/H(1.05651/時間×24時間)
         繊維くず
                  10.39681/II(0.43321/時間×24時間)
         動植物性残さ
         動物系属形不要物
                  10.39681/日(0.43321/時間×24時間)
         ゴムくず
                  20.29681/日(0.84571/時間×24時間)
                   7.75921/日(0.32331/時間×24時間)
         金属くず
         ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
```

7.8456t/日(0.3269t/時間×24時間)

8.7384t/日(0.3641t/時間×24時間) 鉱さい 動物のふん尿 13.3776 t/日(0.5574 t/時間×24時間) 9.61201/日(0.40051/時間×24時間) ばいじん 台和 6年 3月29日 許可年月日 仙台市(R5環廃事)指令第128号 許可番号 破砕施設(固定式1施設) 施設の種類 仙台市宮城野区仙台港北 「丁目14番地の3 設置場所 平成23年 5月25日 設置年月日 廃フラスチック類 23.21/日 (2.901/時間×8時間) 処理能力 13. 11/日 (1.641/時間×8時間) 木くず 10.61/日 (1.331/時間×8時間) 繊維くす。 ゴムくず 17.81/日 (2.231/時間×8時間) 金属くず 21.71/日 (2.711/時間×8時間) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 22.61/日 (2.831/時間×8時間) 平成23年 5月17日 許可年月日 仙台市(H23環廃指)指令第158号 許可番号 施設の種類 天日乾燥施設(固定式1施設) 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3 設置場所 設置年月日 平成14年12月25日 44. 0 m/H 処理能力 力泥 許可年月日 対象外施設 許可番号 施設の種類 中和施設(固定式1施設) 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3 設置場所 設置年月日 合和 6年 4月15日 0.64m/日 (0.08m/時間×8時間) 処理能力 疫酸

| アルカリ

0.64m/11 (0.08m/時間×8時間)

許可年月日

許可番号

対象外施設

3 許可の条件 なし

許可証写し

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社 担当者

年 月 日発行

锁

4 許可の更新又は変更の状況

昭和49年 5月10日 新規許可 平成 2年12月 5日 変更許可

平成 7年12月 5日 更新許可

平成12年12月 5日 更新許可

平成14年 1月15日 変更申出 (動物系固形不要物の追加)

平成14年 3月28日 変更許可(廃酸、廃アルカリの中和処理の追加)

平成15年 1月21日 変更許可(焼却処理に燃え殻、紙くず、繊維くず、動物のふん尿の

破砕処理の追加)

平成17年 6月20日 変更許可(破砕処理に繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス くず・コンクリートくず及び陶磁器くずの追加)

平成17年12月 5日 更新許可

(3/4)

追加 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの

平成18年11月17日 変更許可(破砕・圧縮固化処理、破砕・乾燥処理の追加) 平成19年 1月12日 変更許可(分解精製処理の追加) 平成19年 7月31日 変更届出 (破砕・圧縮固化処理のうち 次破砕機除却による処理 能力の減少) 平成21年12月 7日 変更届出 (焼却施設に係る産業廃棄物処理施設変更許可に伴う焼 却施設許可年月日及び許可番号の変更) 平成22年12月 5日 更新許可 平成23年 5月27日 変更届出(破砕施設更新による破砕施設設置年月日、許可年月日及 び許可番号の変更) 平成23年12月22日 変更許可(発酵処理の追加) 平成26年 4月 1日 変更届出(代表者変更) 平成26年11月17日 変更届出(住所表示変更) 平成27年12月 5日 更新許可 令和 元年12月25日 変更届出(発酵施設廃止) 合和 4年12月 5日 更新許可 令和 6年 5月 2日 変更届出(中和施設設置、4施設(中和、分解・特製、破砕・圧縮 周化、破砕・乾燥) 廃止) 令和 7年 2月21日 変更許可(焼却施設の追加に伴い、焼却処理に鉱さい、ばいじんの 追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

11



## 許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日発行

鈴木工業株式会社 担当者

**(III)** 

優

良

### 特別管理產業廃棄物処分業許可証

(E

仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名

给木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和



許可の年月日

合和 7年 2月21日

許可の有効年月日

合和 9年 6月28日

事業の範囲

事業の区分

中間処理(焼却、中和)

特別管理産業廃棄物の種類

旋却

朱印無きものは無効

日発行

鈴木工業株式会社 担当者

(日)

焼却施設A 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物。 砒素又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害 なものに限る )

汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びダイオキシ ン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを 除(\_)

廃酸(水素イオン濃度指数2,0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物である ものを除く)

魔アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物 であるものを除く。)

感染性産業廃棄物

焼却施設B 燃え殻(カドミウム叉はその化合物、鉛叉はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含 むことのみにより有害なものに限る。)

> 汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ク ロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロ エチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シスー1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロ エタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ペンゼン、 セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むこと のみにより有害なものに限る。)

> 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロ エチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シスー1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロ

エタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ペンゼン 及び1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにカドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機構化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化 合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエ タン、1,3-ジクロロブロヘン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4 -ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限 る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機構化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2ージクロロエタン、1.1ージクロロエチレン、シスー1.2ージクロロエチレン、1.1.1ートリクロロエタン、1.1.2ートリクロロエタン、1.3ージクロロプロペン、ペンゼン、セレン又はその化合物、1.4ージオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及 びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

中和 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物である ものを除く。)

> 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物 であるものを除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 焼却施設(固定式2施設)

焼却施設Λ

設置場所 価台市宮城野区価台港北二丁目14番地の3

設置年月日 平成14年11月20日

処理能力 燃え殻 0.541/目 (0.0901/時間×6時間)

汚泥 0.541/日 (0.0901/時間×6時間) 廃油 12.901/日 (0.5391/時間×24時間) 廃酸 13.601/日 (0.5671/時間×24時間)

廃アルカリ 13.601/日 (0.5671/時間×24時間) 減染性産業廃棄物 10.301/日 (0.4281/時間×24時間)

許可年月日 平成16年 8月 2日

許可番号 仙台市 (環廃指) 指令第143号

焼却施設 B

設置場所 仙台市宮城野区仙台港北 III 1 3 番地の 8 設置年月日 令和 7年 2月10日

処理能力 燃え設 8.03761/II(0.33491/時間×24時間)

汚泥 9.21121/日(0.38381/時間×24時間) 廃油 17.67601/日(0.73651/時間×24時間) 廃酸 17.45281/日(0.72721/時間×24時間) 廃アルカリ 17.45281/日(0.72721/時間×24時間)

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社 担当者

月日発

動

ばいじん 9.61201/日(0.40051/時間×24時間)

感染性産業廃棄物 19.2312t/日(0.8013t/時間×24時間)

許可年月日 合和 6年 3月29日

許可番号 仙台市 (R 5環廃事) 指令第128号

施設の種類 中和施設(固定式1施設)

設置場所 仙台市宮城野区仙台港北 11目14番地の3

設置年月日 合和 6年 4月15日

処理能力 廃酸 0.64 m/日 (0.08 m/時間×8 時間)

廃アルカリ 0.64m/日 (0.08m/時間×8時間)

許可年月日 対象外施設

許可番号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月29日 新規許可

平成10年 6月29日 更新許可

平成14年 3月28日 変更許可 (廃酸、廃アルカリの中和処理の追加)

平成15年 1月21日 変更許可 (焼却処理に廃骸の追加)

平成15年 6月29日 更新許可

平成16年11月 1日 変更許可 (焼却処理に燃え殻、汚泥の追加)

平成20年 7月17川 更新許可

平成25年 6月29日 更新許可

平成26年 4月 1日 変更届出(代表者変更) 平成26年11月17日 変更届出(住所表示変更)

合和 2年 6月29日 更新許可

令和 6年 5月 2日 変更届出(中和施設設置,廃止)

令和 7年 2月21日 変更許可 (焼却施設の追加に伴い、焼却処理に特定有害産業廃棄物の 追加)

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

11

## 許可証写し

朱印無きものは無効 3

月 日発行

鈴木工業株式会社 担当者

0



#### 物処分業 n] 証

氏

客城県仙台市岩林区卸町東五丁目3番28号

名 给木工業株式会社

及少代表者の氏術

代表取締役 鈴木



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村



許可の年月日

令和 6 年 9 月2.0日

許可の有効年月日 令和13年 9 月19日

事業の範囲

中間処分-造粒固化(移動式)、混練(移動式) 事業の区分

産業廃棄物の種類

中間処分(造粒固化(移動式)) (1)

汚泥 以上1種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。

(2) 中間処分(湿練(移動式))

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、鉱さい、ばいじん 以上5種類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじ ん等を除く。)

(以下杂白)

2 事業の用に供するすべての施設

中間処分一造粒調化・混練施設(移動式) 施設の種類

リテラ BZ120

処理の実施場所:仙台市を除く宮城県内一円(排出現場内に限る。) 駐機場:宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目13番7 設置場所

平成24年9月20日 設置年月日

汚泥 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働) 廃プラスチック類 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 処理能力

間稼働)

金属くず 320立方メートルノ日 (40立方メートル/時間 8時間稼働) 鉱さい 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働) ばいじん 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働)

3 許可の条件 なし

許可の更新又は変更の状況

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社 担当

平成24年9月20日許可 平成29年9月20日更新許可 令和6年9月20日更新許可 令和7年4月23日変更届(駐機場変更に伴い許可証書換え)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

(4) · #

## 許可証写し

朱印無きものは無効

年 月

日

鈴木工業株式会社 担当

ED!



許可裕号00470000284

### 特別管理産業廃棄物処分業許可

氏

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

名 鈴木工業株式会社

助人にあっては、名称 及び代表者の氏名

代表取締役 鈴木



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉



令和 6 年 9 月20日 許可の年月日 令和13年 9 月19日 許可の有効年月日

事業の範囲

事業の区分 中間処分-混練 (移動式)

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(混練(移動式)) 別表のとおり。

(以下余白)

- 事業の用に供するすべての施設
  - 中間処分-混練施設(移動式) 施設の種類

779 BZ120

仙台市を除く宮城県内一円(排出現場内に限る。) 設置場所

駐機場:宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目13番7

設置年月日 平成24年9月20日

鉱さい 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働) ばいじん 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働) 処理能力

8時間線像)

許可の条件

なし

許可の更新又は変更の状況

平成24年9月20日許可

平成29年 9 月20日更新許可

令和 6 年 9 月20日更新許可

令和 7 年 4 月23日変更届 (駐機場変更に伴い許可証書換え)

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

朱印無きものは無効

年

月 日

鈴木工業株式会社 担当

別表	1	中間処分(混練(移動式))	mil		4				35
根拠法令		特別管理産					100		取扱
令2の4第1号		廃油(産業廃棄物である揮発油額、灯油類及	び軽油	類)				ALL SA	X.
令2の4第2号		廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2. 0以下の	もの)			1 7		11	×
令2の4第3号	2715	院アルカリ(水素イオン濃度指数(pll) 12.	5以上	のもの	)		- 1		X
令2の4第4号	1	感染性産業廃棄物	1						X
77	N.	特定有差	産業投	集物	10.01	-01			
	1	廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等	1	"Nat					X
	[2]	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染物	-		100	100	- 14		X
	1	ポリ塩化ピフェニル (PCB) 処理物		-	3.7		333	- 15	×
	55	廃水銀等				100	14.00	100	×
	本	指定下水汚泥				1		- 10	X.
	91-	<b>廃石綿等</b>	-		-				X
	100	廃棄物名	8.0	1	1		16	1	30
	9	(3)	燃	241	W.	964	7	M.	UX.
		4 4 4 4 4 4 4	克酸	海泥	76E 200	施酸	12	ă	15%
	1000	Land I was a	102	100		Lane.	力リ	\$3	h
	9/	有害物質名	- 34		1.7	100	1000		10
	1	水銀又はその化合物	-	×	-	/X	×	×	0
	4-4	カドミウム又はその化合物	X	×		X	X	X	×
	0	鉛又はその化合物	×	×	-	X	X	0	0
	-	有機構化合物		- 24		м	W		-
	3		W.	-	=.	-	-	(0)	- ×
	7	砒素又はその化合物 =	1	-		Χ.	'E	×.	×
令2の4第5号	1.6	六価クロム化合物 砒素又はその化合物 シアン化合物	-		1	Х	-	-	-
	10	PCB PCB	-				. 5	-	V
	1.	トリクロロエチレン	50	X.	X	X	X	-	11.50
	チ	テトラクロロエチレン 朱印無さ	₽0.	リよれ	<b>#</b> 父刀	X	#×	月	-
	5	ジクロロメタン	-	- >6	- 36	-	-		
	12	四塩化炭素	些株:	式会	*	担	4×	-	旫
	A.S.	1・5-2000エタン	- E1.	1	X	-X	- 30	-	11-
	4	1・1-ジクロロエチレン	200	×	X	X	X	-	-
	10	シスー1・2ージクロロエチレン	-	×	×	X.	X	-	-
1	1	1・1・1-トリクロロエタン	3	×	×	×	X	-	-
A 1	di	1・1・2-トリクロロエタン	-	×	X	X	X	-	-
Q# 5.5	10	1・3-ジケロロプロペン	-	×	×	×	X		-
100	-1-4	チウラム	-	-0		×	-		-
20	-	シマジン	15	×	12	×	×		
	7	チオペンカルブ	1	×	×	×	×	5	-
		ペンゼン セレン又はその化合物	×	×		×	×	X	×
	200	1・4-ジオキサン	-	×	×	×	×	-	×
	100	ダイオキシン類	×	X	-	×	×	-	×
令2の4第6号	-	プリスインン類 ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん)		_	17-10	_			×
台2の4第7号		ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイ					±(Ø)		×
令2の4第8号		汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の					AP. 4 A T.	<	-X
令2の4第9号	777	ばいじん(輸入廃棄物)		744.17	1		16.		1×
令2の4第10号	0.7	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準	に適合	しなり	もの	- 6	100	4.79	X
令2の4第11号		汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に				1 1	100	T.	×.
11.845.43011.2		●鉱さい(廃サンドプラスト材であって、	的又は	その化	合物を	合むこ	とのみ	により	
1		ものに限る。)	2006 41175	T-BI DAL				A 100	100
備考		●ばいじん(水銀若しくはその化合物又は			3.1	A Company	Direction.		200
May 12						Selection of the select			

※令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ※○:取り扱うもの ×:取り扱わないもの